

本人確認書類一覧

確 認 書 類	
写 真 あ り	㊤運転免許証・運転経歴証明書 ㊤在留カード ㊤特別永住者証明書 ㊤個人番号カード（住基カード） ㊤旅券等 ㊤身体障害者手帳 ㊤精神障害者保健福祉手帳 ㊤療育手帳 ㊤戦傷病者手帳
	㊤官公庁が発行（発給）した書類等（写真添付あり） 〈以下の①または②に限る〉 ①お客さま本人から提示されたもの ②1枚に限り発行されるもので、代理人さまから提示されたもの
	㊤官公庁が発行（発給）した書類等（写真添付あり） 〈以下に限る〉 複数枚発行されるもので、代理人さまから提示されたもの
写 真 な し	㊥国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証 ㊥健康保険日雇特例被保険者手帳 ㊥国家（地方）公務員共済組合の組合員証 ㊥私立学校教職員共済制度の加入者証 ㊥国民年金手帳 ㊥（特別）児童扶養手当証書 ㊥母子健康手帳（ <u>お子さまの本人確認書類としてはご利用になれません</u> ） ㊥口座開設等を行うための申込みもしくは承諾に係る書類にお客さまが押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
	㊦印鑑登録証明書（「口座開設等を行うための申込みもしくは承諾に係る書類にお客さまが押印した印鑑に係る印鑑登録証明書」を除く）（6ヶ月以内） ㊦戸籍の附票の写し（6ヶ月以内） ㊦住民票の写し・記載事項証明書（6ヶ月以内） ㊦官公庁が発行（発給）した書類等（写真添付なし）（6ヶ月以内）
補 完 書 類	㊧国税・地方税の領収書または納税証明書 ㊧社会保険料の領収書 ㊧公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金）の領収書で、現住所の記載があるもの 「これに準ずるもの」として取扱えるのは固定電話料金及びNHK受信料となります。 ※ご本人さま名義のものに限ります。 ※領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、提示いただいた日とその日から6ヶ月を経過していないものに限ります。

※各書類は氏名・住所・生年月日が記載されていることを原則とします。

なお、住所等の記載のない書類（例. パスポート等）の場合、住所等の情報は自署でも差し支えありません。

- ◆㊤書類については1種類で本人確認書類として有効ですが、㊥書類、㊦書類及び㊧書類については2種類ご用意いただく必要があります。
 その場合の組合せは、「㊥書類+㊦書類」・「㊥書類+㊦書類」・「㊥書類+㊧書類」となります。